

「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」についての意見に対する県の考え方

※番号は「意見の概要と県の考え方 2 - (3)」で各意見に付したものと対応しています。

番号	意見の主旨	県の考え方
①	社会実験は実施するべきではない。 (特に豊川浄化センターにおいて)	<ul style="list-style-type: none"> 今回の社会実験は、栄養塩類不足による漁業生産の低下が指摘されている中、愛知県漁業協同組合連合会からの要望を踏まえ実施するものです。 三河湾の湾奥部での全窒素・全りん濃度の低下により、アサリの餌量濃度の低下が顕著であり、アサリの栄養状態の悪化を招いているとの報告があります。(参考資料1 p.2に参考文献を記載) 社会実験の実施にあたっては、環境基準点等で水質のモニタリング及び赤潮観測等を行い、環境への悪影響が確認された場合は中断することとします。
②	(瀬戸内海(兵庫県)や以前に比べ)水質が悪いにも関わらず、社会実験を実施するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 今回の社会実験は、栄養塩類不足による漁業生産の低下が指摘されている中、愛知県漁業協同組合連合会からの要望を踏まえ実施するものです。 三河湾の湾奥部は、潮流の速度が0.2~0.4ノットと、瀬戸内海の播磨灘の0.5~0.6ノットと比較すると流速が遅いと言えます。一般的に、ノリ養殖においては、流れが遅いほど必要な栄養塩類濃度が高くなります。(参考資料1 p.2に参考文献を記載)
③	生物にとって、栄養塩類濃度が今以上に必要な根拠を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 近年の漁業生産の低下の要因の一つとして、海域の全窒素・全りん濃度の低下が指摘されています。 三河湾の湾奥部での全窒素・全りんの低下により、アサリの餌量濃度の低下が顕著であり、アサリの栄養状態の悪化を招いているとの報告があります。(参考資料1 p.2に参考文献を記載) 三河湾の湾奥部は、潮流の速度が0.2~0.4ノットと、瀬戸内海の播磨灘の0.5~0.6ノットと比較すると流速が遅いと言えます。一般的に、ノリ養殖においては、流れが遅いほど必要な栄養塩類濃度が高くなります。(参考資料1 p.2に参考文献を記載)
④	社会実験により窒素・りんの放流量が増えることは、水質悪化を助長する。	<ul style="list-style-type: none"> 海域の水質等について注視しながら社会実験を実施することとします。環境への悪影響が確認された場合は中断することとします。
⑤	他の栄養塩類供給手段に取り組むべき。 (例:海底耕うん、直接施肥、ダム放流、かいぼり、天竜川からの導水、窪地対策、栄養塩類を含んだ底質をまく、攪拌ブロック礁設置)	<ul style="list-style-type: none"> 御意見については、今後の参考とさせていただきます。
⑥	栄養塩類を下水処理場から供給をしても、アサリに対する効果はない。	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場からの栄養塩類供給によるアサリへの効果について、2年間の社会実験で観測データを収集し、検証を行う予定です。 これまで行われた矢作川・豊川浄化センターのりん濃度増加放流試験運転については、アサリへの効果が認められており、愛知県水産試験場の業務報告で公表されています。

番号	意見の主旨	県の考え方
⑦	これまでの矢作川・豊川浄化センターにおける「りん濃度増加放流に係る試験運転」の環境影響の評価結果等を公表すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・2017～2021 年度（5年間）のりん濃度増加放流試験運転では、環境基準点での水質の悪化は見られませんでした。（公共用水域水質調査結果：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000063715.html）。 ・ノリとアサリへの効果については愛知県水産試験場の業務報告で公表されています。
⑧	社会実験のモニタリングの方法や、中止する条件を明らかにすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験計画において、モニタリング方法及び環境への悪影響が確認された場合の中断の条件について記載することとします。
⑨	社会実験に順応的管理の考え方を取り入れるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験の実施にあたっては、モニタリングを行いつつ環境への悪影響が生じた場合は中断することを前提に、慎重に行うこととします。
⑩	社会実験でどの物質についてどのくらいの海域濃度をめざすのか、目標を明示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験においては、窒素とりんを対象とし、環境に悪影響を及ぼさない範囲で供給することとします。
⑪	社会実験の責任者は誰か。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験は県が主体となり行います。
⑫	社会実験の実験計画、評価システム（組織体）はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響や効果の評価方法等を含めた社会実験計画については、今後 Web ページへ掲載する等して公表することとします。
⑬	社会実験についての地元説明会を開催すべき。関係者協議がない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に対する説明会を開催する予定はありませんが、社会実験に関する情報については Web ページへの掲載等を行い周知する予定です。
⑭	社会実験の期間はいつまでか。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験の期間は、2022 年度の 11 月～3 月及び 2023 年度の 9 月～3 月を予定しています。
⑮	周辺環境への影響について事前・事後の調査を行うこと。また、その結果を公表すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験の影響を把握するため、三河湾における 2017～2021 年度（5年間）のりん濃度増加放流試験運転の際のモニタリング結果と比較し検証を行います。 ・今年度も社会実験開始前から周辺の調査を始める予定としております。 ・調査結果については、Web ページ等で公表する予定です。
⑯	これまでの試験運転のりんの放流により水質が悪化し、豊川浄化センターの周辺でカキが異常繁殖している。撤去してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・因果関係が不明のため、社会実験期間中カキの分布状況について確認する予定です。 ・カキは湾奥部に比較的多く生息しています。
⑰	総量規制基準の緩和は実施すべきでない。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験を行う浄化センターに限り緩和するものであり、社会実験の実施にあたっては、環境への影響を注視しながら慎重に行うこととします。

番号	意見の主旨	県の考え方
⑱	<p>総量規制基準の緩和をして栄養塩類管理を実施するのは総量削減制度違反。栄養塩類管理は国の制度に則ってやるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総量規制基準のC値については、環境大臣が定める範囲で県が定めることとして水質汚濁防止法に規定されており、今回の改正についても法に則って行うものです。 ・伊勢湾においては、瀬戸内海環境保全特措法のような栄養塩類管理について規定された法律はありません（参考資料1 p. 3-4 参照）
⑲	<p>総量削減計画に社会実験を記載することに反対する。 国の基本方針にも、下水処理場からの窒素・りんへの負荷を増やしていいとは記載されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法において、総量規制基準は総量削減計画に基づいて定めることとされています。下水処理場の放流水質が第8次総量規制基準を超過する社会実験を可能とするために、総量規制基準のC値を一部改正する案としており、今回の改正の根拠を明らかにするため、総量削減計画に社会実験のことを記載しています。 ・社会実験の実施にあたっては、環境への影響を注視しながら慎重に行うこととします。
⑳	<p>水質の改善こそ推進すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CODの改善 ・公害が進む前の水質を目標とすべき ・兵庫県のレベルの水質を目標とすべき ・下水処理場は高度処理すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、特にCODについては環境基準達成率が横ばいであることから、引き続き負荷削減対策を継続する必要があると認識しています。 ・水質は環境基準を達成することを目標としています。 ・社会実験期間外には、矢作川・豊川浄化センターはこれまでどおりの高度処理を行うこととしています。
㉑	<p>パブリックコメントの概要資料において、総量規制基準の改正に関する説明が不足している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見については、今後の参考とさせていただきます。
㉒	<p>なぜ社会実験を2年間しかやらないのか。 継続して窒素・りんを増加して放流してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験の期間について2022、2023年度に限っているのは、2024年度が第9次総量削減計画（案）の目標年度であるためです。 ・社会実験による環境への影響をモニタリングし、効果の検証を行います。
㉓	<p>社会実験後の栄養塩類管理はどうなるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養塩類管理の必要性については、社会実験の検証結果を踏まえ検討します。
㉔	<p>他の下水処理場からも栄養塩類を流して欲しい。 他の下水処理場の総量規制基準を緩和して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窒素・りんをこれまでより高い濃度で放流する運転が、海域環境に与える影響については慎重に検証する必要があると考えています。まずは、県管理の下水処理場において、海域環境に異常が発生した場合は中断することを前提に、社会実験の影響と効果について検証を行います。 ・内陸部に位置する下水処理場については、窒素・りんを増加して流すことにより河川の水質汚濁が進行する可能性が高いと考えます。 ・知多半島の伊勢湾側に位置する県管理の下水処理場はありません。
㉕	<p>環境基準の類型指定の見直しをしてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のパブリックコメントについては、総量削減計画を対象とした意見募集であり、類型指定については対象としておりません。御意見については、今後の参考とさせていただきます。